

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は障害等級第8級に該当するものとして、障害等級第12級とした原処分を取り消した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日に営業で自動二輪車を運転中、対向車と接触し、「右膝関節複合靭帯断裂、左上脛裂傷」等を受傷した。請求人が症状固定後に障害補償給付を請求したところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は、障害等級第12級に該当するものと認め、同等級に応じる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

### 2 審査請求の理由

外貌の醜状障害について、顔面部の線状痕は、障害等級に該当しないとした監督署長の判断に不服がある。

### 3 原処分庁の意見

#### (1) 下肢の機能障害について

請求人の右膝関節の機能障害については、右膝関節（患側）の可動域は140度、左膝関節（健側）の可動域は145度であり、健側の可動域の3/4以下に制限されているとは認められないことから、障害等級には該当しない。

#### (2) 外貌の醜状障害について

請求人の顔面部の醜状については、左眼と眉毛の間に線状痕が認められるが、その長さは2.5センチメートル程度であることから、障害等級には該当しない。

#### (3) 神経症状について

請求人の右膝の疼痛については、主治医が「疼痛は、右膝関節の靭帯損傷に伴うものである。」と所見しており、同疼痛は右膝前十字靭帯、後十字靭帯及び内側側副靭帯損傷に伴うもので、「局部にがん固な神経症状を残すもの」（第12級の12）に該当するものと判断する。

#### (4) 結論

以上により、請求人に残存する障害は障害等級第12級に該当するものである。

### 4 審査官の判断

#### (1) 下肢の機能障害について

原処分庁の意見に同じ。

#### (2) 外貌の醜状障害について

請求人の顔面部の醜状を確認したところ、請求人の左前額部にL字型の長さ5センチメートル以上の線状痕と長さ1センチメートルの癬痕が認められ、線状痕は、全般的に癬痕部分が隆起しており、人目につく相当程度以上の醜状と認められる。

また、専門医が、審査官に提出した意見書において、「請求人の左前額部に長さ1センチメートルの癍痕が2か所と左眉下の眼窩部から左眼下部にかけて L 字型の長さ5センチメートルの線状痕が残存している。」と所見している。

なお、請求人に既存の醜状障害は認められない。

したがって、「外貌に相当程度の醜状を残すもの」（第9級の11の2）に該当するものと判断する。

(3) 神経症状について

原処分庁の意見に同じ。

(4) 結論

以上のとおり、請求人に残存する障害は、「外貌に相当程度の醜状を残すもの」（第9級の11の2）及び「局部にがん固な神経症状を残すもの」（第12級の12）と認められる。

これらの障害は、系列を異にするものであるため、併合により請求人に残存する障害は障害等級第8級に該当するものと判断する。